

市第195号議案

横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

1 趣旨

行政不服審査法改正に伴い地方税法の一部が改正されました（平成26年6月）。それを受けて、地方税法に基づき固定資産評価審査委員会の審査の手續等に関して規定している横浜市固定資産評価審査委員会条例について整備を図るため、条例の一部を改正します。

※ 固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するために、市町村が設置する行政委員会です（地方自治法第180条の5）。

2 改正内容

今回の法令等の改正に合わせ、次の観点から規定の整備を行います。なお、現行の審査の手續などを変更するものではありません。

(1) 地方税法に行政不服審査法の準用規定が新設されたことに伴い、準用規定を直接適用できるため、条文を削除する。

例 (①) : 申出書の却下について規定している条文 (旧条例第6条)

(2) 行政不服審査法の改正に合わせ、同法施行令が新設されたことに伴い、準用規定にない内容を定めるため、条文を追加する。

例 (②) : 代表者等の資格の証明等について規定している条文 (新条例第5条)

例 (③) : 申出人の交付の求めについて規定している条文 (新条例第13条)

(3) その他見直しに伴う文言整理

例 (④) : 申出書の記載内容について規定している条文 (旧条例第4条第2項本文)

3 条例の適用

平成28年4月1日以降に登録された固定資産の価格についての不服に適用します。

(参考条文)

◎条例の制定根拠

地方税法（抄）

(固定資産評価審査委員会に関する条例又は規程事項)

第 436 条 この法律に規定するもののほか、**固定資産評価審査委員会の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。**

2 略

◎条例の規定内容等

横浜市固定資産評価審査委員会条例（抄）

(目的)

第 1 条 この条例は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)に基づき、横浜市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の**審査の手続、記録の作成及び保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。**

◎固定資産評価審査委員会の設置根拠

地方自治法（抄）

第 180 条の 5 略

2 略

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一 農業委員会

二 **固定資産評価審査委員会**

4～8 略

地方税法（抄）

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 423 条 **固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。**

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3～9 略